

会社合併等の新預託株数申告の際の株数控除処理の対象拡充等について（制度要綱）

（株）証券保管振替機構

I. 趣旨

会社法の施行に伴い、吸収合併消滅会社（以下「消滅会社」という。）が有する自己株式及び吸収合併存続会社（以下「存続会社」という。）が有する消滅会社の株式、株式交換完全親会社が有する株式交換完全子会社の株式に対して金銭その他の対価の割当てを認めないこととなり（会社法第 749 第 1 項第 3 号及び同法第 768 条第 1 項第 3 号）、また、株式交換完全子会社及び株式移転完全子会社が有する自己株式等への金銭その他の対価の割当ては株式交換契約及び株式移転計画等によることとなった（会社法第 768 条第 1 項第 3 号等）。

そこで、本年 5 月に、新株式の割当てを受けない消滅会社等の自己株式については、発行会社が自己株式の預託状況を機構に対して通知することにより、参加者が機構に対して行う消滅会社等の株式に係る新預託株数申告の株数を控除する処理スキームを構築し、更に、自己株式消却スキームを利用することにより、消滅会社等の自己株式に係る株券を機構に預託する参加者が株主名簿管理人であり、当該株主名簿管理人が当該株券を交付するに当たり不所持からの株券発行及び株主名簿管理人における占有改定の対象となる場合に限り、当該交付に係る手数料を交付 1 件当たり 300 円とする手数料の減免措置を実施した。

しかしながら、存続会社等が有する消滅会社等の株式については、従来どおり権利確定日までに当該預託残高に係る株券を交付する必要がある、当該交付に係る手数料は上記手数料減免措置の対象とならず参加者の負担となっており、また、交付に際して不所持からの株券再発行を伴う場合は、株券発行費用が発行会社に発生するなどの問題があった。

そこで、存続会社等が有する消滅会社等の株式についても、消滅会社等の自己株式と同様に当該預託状況を機構に対して通知することにより、参加者が機構に対して行う消滅会社等の株式に係る新預託株数申告の株数を控除する処理スキームを構築し、また、消滅会社等の株券を預託する参加者が株主名簿管理人以外であり、交付株券が不所持からの株券発行及び株主名簿管理人における占有改定の対象とならない場合についても、当該交付に係る手数料を交付 1 件当たり 300 円とすることとし、関連規定について所要の整備を図ることとする。

II. 概要

項目	内容	備考
<p>1. 会社合併等の新預託株数申告の際の株数控除処理の対象拡充に係る事務処理</p> <p>(1) 存続会社等から機構に対する預託状況の通知</p> <p>(2) 機構から預託参加者に対する通知</p> <p>(3) 参加者からの新預託株数申告</p> <p>(4) 実質株主通知及び実質株主報告</p>	<p>○存続会社等の株式の割当てを受けない消滅会社等の株式を機構に預託する存続会社等は、「自己株式等預託通知書」を用い、預託銘柄名称、預託参加者、預託株数を機構に対して通知する。</p> <p>○機構は、「自己株式等預託通知書」の写しを参加者に対して引き渡す。</p> <p>○参加者は、消滅会社等の株式に係る新預託株数申告を行う際に、存続会社等有する株数を除外して申告すべき株数の計算を行い、当該株数を機構に対して申告する。</p> <p>○参加者及び機構は、消滅会社等の株式に係る預託株数からの存続会社等有する消滅会社等の株式に係る預託株数の控除及び存続会社等の預託に係る実質株主管理番号の削除を行わず権利確定日の残高について実質株主報告及び実質株主通知を行う。</p>	<p>○会社合併等の組織再編においては、会社法又は当該組織再編に係る契約書の規定により、存続会社等の株式を割当てることが出来ない株式が生ずる場合がある。(会社法 749 条第 1 項第 3 号等)</p> <p>○機構は、「自己株式等預託通知書」の写しを当該組織再編に係る権利確定日の 1 ヶ月程度前に参加者に対して機構事務所で引き渡す。</p> <p>○上記通知書の写しの引渡しから参加者が新預託株数申告を行う日までの間、存続会社等が預託する消滅会社の株式に係る株数の管理は、参加者において行う。</p>

項目	内容	備考
(5) 株主名簿管理人における配分明細データの作成及び機構への通知	○株主名簿管理人は、消滅会社等の株式に係る通知株数より存続会社等が預託する消滅会社等の株式に係る株数を控除した配分明細データを作成し、機構に対して通知する。	
<p>2. 会社合併等に伴う株券交付に係る手数料の取扱いについて</p> <p>(1) 参加者から機構への交付に係る通知</p> <p>(2) 参加者から機構に対する交付請求</p> <p>(3) 機構から参加者に対する株券の交付</p>	<p>○存続会社等が有する消滅会社等の株券を機構に預託している参加者が当該株券の交付請求を機構に対して行う場合には、「自己株式消却等通知書（兼交付請求書）」により当該交付に係る銘柄名称、交付株数、交付予定日を機構に対して通知する。</p> <p>○「自己株式消却等通知書（兼交付請求書）」により交付予定日等を通知した参加者は、交付予定日の前日に通常の交付に係る交付請求と同じ方法で前日交付請求を行う。</p> <p>○機構は、通常の交付と同じ方法で預託参加者に対して株券の交付を行う。</p>	<p>○当該交付に係る手数料は、株数に係らず交付一件につき 300 円とする。</p> <p>○参加者は、当該交付を予定する日の 1 週間前の日を目途に機構に対して通知する。</p>

III. 実施時期

平成 18 年 12 月 1 日より実施する。

以上